令和８年８月２５日

令和８年８月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

１　開催日時　令和８年８月２５日（火）午後１時３０分から午後２時１５分

２　開催場所　石井町役場２階　大会議室

３　出席委員　　（１４人）

会長	１番　田幡　裕
委員	２番　吉成　道明
	３番　岩本　達也
	４番　吉浦　理史
	５番　久米川　福司
	６番　宮内　あき
	７番　上田　敏雄
	８番　藤井　利夫
	９番　泉　文明
	１０番　楽内千恵美
	１１番　瀬部　正裕
	１２番　上田　武志
	１３番　近久　光雄
	１４番　大西　佐知子

議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第２５号　農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
議案第２６号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第２７号　農地法第３条の規定による許可の取消願について
議案第２８号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２９号　農地法第５条の規定による許可の取消願について
議案第３０号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
報告第１６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告第１７号　農用地利用集積計画の合意解約について

局　長　　ただいまより令和８年８月石井町農業委員会総会を開会いたします。

田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局　長　　本日の出席委員は１４名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

石井町農業委員会会議規則第３条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議　長　これより議事に入ります。

はじめに、日程第１の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第８条第１項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

私のほうから指名させていただいてよろしいか。

（異議なしの声あり）

それでは、議事録署名委員は２番、吉成委員、３番、岩本委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第１を終わります。

議　長　　続きまして、日程第２の議事に入らせていただきます。

議案第２５号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局　　議案書をご覧下さい。議案第２５号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和８年８月６日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が５９件、再設定が０件で、計５９件、１１４筆、１１４，７０７㎡ となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。

（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第２５号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、議案第２５号は原案のとおり決定いたしました。

議　長　　次に、議案第２６号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局　　議案第２６号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。
このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。
農地中間管理権の新規８件、１１筆、１３，０３１㎡ です。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第２６号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、議案第２６号は原案のとおり決定いたしました。

議　長　　次に議案第２７号、農地法第３条の規定による許可の取消願について及び、議案第２８号、農地法第３条の規定による許可申請については、あわせて申請された案件を含みますので、一括して事務局に議案の説明をお願いします。

事務局　　議案書をご覧下さい。農地法第３条の規定による許可の取消願は１件、農地法第

３条の規定による許可申請は２件です。
（議案書に基づいて内容を説明）
受付番号１１２、１１３については、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号１１１の取消願と受付番号１１２の許可申請は一連の案件でありますので、高原字西高原の担当であります８番、藤井会長職務代理に、一括して現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

８　番　　議案第２７号、農地法第３条の規定による許可の取消願、受付番号１１１と議案第２８号の許可申請、受付番号１１２は、一連の案件でありますので、一括して説明いたします。
８月２０日に上田敏雄委員と宮内委員、私の３名で申請地に出向き、譲受人及び譲渡人の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取りによる調査を行いました。
許可を取り消す申請地は、高原字西高原○○○番○と○○○番○の田２筆です。
令和８年３月３１日付で、すでにお亡くなりになっていた登記名義人○○氏を譲渡人として許可申請を行いましたが、その後、相続登記を行ったときに誤りに気づいたため取消しして、改めて農地法第３条許可申請を行うものです。
農地法第３条許可、受付番号１１２の申請地は高原字西高原○○○番○外３筆、登記及び現況地目が田、計４，１９６㎡です。
譲渡人は○○氏、譲受人は○○氏です。
譲渡人は、相続で申請地を取得したものの、高齢で農業後継者がいないことから
農地を手放したいと考え、近隣で耕作する日野氏と話がまとまり売買にいたったとのことです。
この度は、田、２筆を追加して譲渡します。
譲受人の農作業歴は５年、年間３２０日農作業に従事します。同居する息子にも手伝ってもらえるとのことです。
農機具は、トラクター、管理機、農業用自動車を複数所有しております。
許可後の耕作面積は○○○○で、主にブロッコリーを栽培する予定です。
自宅から４筆の申請地までの移動時間は、５分程度です。
よって、受付番号１１１による許可取消し及び、受付番号１１２の許可申請を認めることは適切でないかと考えます。
審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号１１１及び１１２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１１１及び１１２は原案のとおり決定いたしました。

議　長　　続きまして、受付番号１１３について、石井字石井東の担当が私でありますので、２番、吉成委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

２　番　　議案第２８号、農地法第３条の規定による許可申請、受付番号１１３について説明を代読いたします。
８月１９日に吉成委員と私の２名で申請地に出向き、譲渡人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。
本申請は、親から子へ農地の所有権を無償で移転するものです。
申請地は、石井字石井○○○番○外、登記地目及び現況地目が田の４筆、登記地目及び現況地目が畑の１筆、計５筆、３，５４９㎡です。
譲受人は実家の耕作を２０年間手伝っており、農業経営に意欲があり、配偶者も耕作にたずさわります。
譲受人自身は農機具を所有しておりませんが、実家が所有するトラクター、トラック、田植機、コンバイン、乾燥機、籾すり機を借りて水稲等を栽培します。
以上のことから、譲受人が農地の贈与を受けた後も継続して耕作されると見込まれますので、本申請は許可相当と考えます。
審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号１１３について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１１３は原案のとおり決定いたしました。

議　長　　次に議案第２９号、農地法第５条の規定による許可の取消願について及び、議案第３０号、農地法第５条の規定による許可申請に対する意見の各１件については、一連の案件でありますので、一括して事務局に議案の説明をお願いします。

事務局　　議案書をご覧ください。議案第２９号、農地法第５条の規定による許可の取消願について及び、議案第３０号、農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、一連の案件で各１件の申請となっております。
（議案書に基づいて内容を説明）
受付番号１１４及び１１５については、以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号１１４の取消願と受付番号１１５の許可申請は一連の案件でありますので、浦庄字諏訪の担当であります５番、久米川委員に、一括して現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

５　番　　議案第２９号、農地法第５条の規定による許可の取消願、受付番号１１４と議案第３０号の許可申請、受付番号１１５は、一連の案件でありますので、一括して説明いたします。
８月１８日に岩本委員と吉浦委員、私の３名で申請地に出向き、代理人である行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取りによる調査を行いました。
申請地は浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が雑種地、２９３㎡です。
ここは、現在の所有者である〇〇氏が亡父から借りて農家住宅を建設する計画で徳島県の許可を得て造成工事を行いましたが、家庭の事情により住宅の建設ができないまま現在にいたりました。
しかし、〇〇氏の子が現在同居しておりますが、家族が増え現在の住宅が手狭となるため、子の名義で申請地に農家住宅を建築することになったとのことです。
申請地の南側は進入路と〇〇〇氏の住宅、西側は住宅地、北側と東側は麻名用水土地改良区の水路を挟んだ農地です。
新たに造成は行わず、整地を行う程度であるため、土砂の流出等のおそれはないと思われます。
２階建ての住宅を建てますが、敷地の南によせ、東側にも十分な余裕をみて建設することから農地への影響は、特に無いと見込まれます。
上水道は、南側町道を通る配水管から引き込みます。
生活排水は、浄化槽をとおし麻名用水土地改良区の水路に流します。

前回の申請時に麻名用水土地改良区の意見書及び放流同意書が交付されており、同意済みとして処理されるとのことです。

都市計画適合証明書の写しが添付されております。

農地転用に関して、周囲に被害が無いように注意し、万一被害が生じた場合は、転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

よって、受付番号１１４による許可取消しを妥当とし、受付番号１１５の許可申請を認めると意見することに問題はないと考えます。

審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局　長　　局長説明

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。

（質問・意見なし）

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号１１４について取消しを妥当とし、受付番号１１５について許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１１４について取消しを妥当とし、受付番号１１５について許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議　長　　次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局　　議案書をご覧ください。

報告第１６号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、2件受理しました。

報告第１７号、農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議　長　　ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議　長　　よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議　長　　以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和８年８月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。